

第7回札幌市市民自治推進会議

会 議 録

日 時：2021年7月7日（水）午後1時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 地下1階 1号会議室

1. 開 会

○事務局（柴垣市民自治推進課長） 定刻になりましたので、ただいまから第7回市民自治推進会議を開催いたします。

今回の会議は、当初、6月8日に開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言が発令されたことから、本日の開催に延期させていただいております。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中、日程調整等にご協力いただきまして、改めてお礼申し上げます。

さて、前回の3月26日に開催いたしました第6回会議では、札幌市の施策や制度に関する評価と条例の規定を見直すべきかどうかの検討を行うため、条例第6章のうち、市民によるまちづくり活動の促進について定めている第23条から、まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくりと区におけるまちづくりについて定めている第28条、29条の途中までご議論をしていただいたところでございます。

第7回目となる今回は、前回の続きから、他の自治体等との連携協力について定めている第7章から、市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価と条例の見直しについて定めている第8章まで検討を行っていただきたいと考えています。

また、前回の議論で委員の皆様から出された意見等の内容については、今回、事務局で準備した資料に反映しておりますので、そちらも併せてご覧いただければと思います。

さらに、第8章までの検討が一通り終わりましたら、本会議としての最終的な報告書の作成に向けて、これまでの議論を踏まえ、提言の方向性をご検討いただくことになります。

このため、事務局で前回までの議論を踏まえ、報告書作成に向けた論点を整理した資料を別途ご用意してございますので、後ほどご説明させていただきます。

それでは、石黒座長、どうぞよろしく願いいたします。

2. 議 事

○石黒座長 皆様、こんにちは。お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

今、説明がありましたように、前回から大分たっってしまったので、記憶が薄れてしまっている部分もあるかと思いますが、必要があれば、前にやったところも確認しながら、質問やご意見を出していただきながら進めていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

それでは、前回、第6章の第28条、29条の途中までで終わってしまいましたので、そこから議論を再開したいと考えております。

まず、議論に先立ちまして、前回の会議で委員の皆様から出された質問についての資料が用意されておりますので、お手元の次第に沿って、事務局から説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いします。

○事務局（植木推進係長） 市民自治推進課推進係長の植木です。どうぞよろしく願い

いたします。

それでは、事務局より、資料についてご説明させていただきます。

次第に書いているとおり、資料は1から6まで用意しており、さらに参考として、今年2月に行いました令和2年度市民自治を考える市民ワークショップの報告書をお渡ししているところです。

このうち、資料2から4は、前回会議で委員の皆様から質問のありました件の回答に関するものとなっているため、まず、資料1から4について、全て一緒に説明させていただきます。

なお、資料5から6は、今後の報告書作成に向けた論点等に関する資料になりますので、条例第8章までの議論が一通り終わりました以降に改めてご説明いたします。

初めに、毎回提供しております資料1の札幌市自治基本条例の現状評価、課題についてですが、今回も、前回の会議で委員の皆様からいただいた意見等を新たに追記していますので、後ほどご確認ください。

次に、前回会議の中で出たご質問について回答させていただきます。

まずは、資料2をご覧ください。

こちらは、まちづくりセンターの設置形態に関する資料となります。

まちセンというのは、児童会館など、他の施設と複合で設置されているところや単独で設置されているところなど様々あるのですが、こういった設置形態ごとの比率を知りたいとの質問がありましたことから、今回、資料として提供させていただきます。

資料をご覧くださいと分かるとおり、市有施設との合築施設が最も多くを占めておりまして、8割以上のまちセンが、何らかの市有施設との合築で設置されています。

また、諸証明交付は、南区役所が同一敷地内にある真駒内まちセンを除いた全てのまちセンで取り扱っておりまして、87か所あるまちセンの約8%に当たる7か所は即日交付を行っています。

続いて、自治基本条例第24条に定める青少年や子どものまちづくりへの参加に関してです。

子どもの権利条例の中にまちづくりへの参加について定めた条項は入っているか、自治基本条例第24条の運用や取組状況のチェックや評価について、子どもの権利条例を所管している子ども未来局でもやっているのか、また、取組状況に関して経年的に取っているデータ等はあるのかという質問をいただいております。

そこで、資料3-1は、子どもの権利条例にまちづくりへの参加について定めた条項は入っているかのご質問に対する資料になります。

この資料は、子どもの権利条例に係る逐条解説資料を抜粋したのですが、第24条から27条にかけて、子どもの参加・意見表明の機会の保証について定めており、資料の1枚目の第24条に関する解説文の中段辺りに、本節に定める参加・意見表明の機会の保障の各規定は、自治基本条例を具現化する規定でもありますと記載されていることから、

子どもの権利条例において、自治基本条例で定める、まちづくりへの参加について定めていることが伺えます。

続きまして、資料3-2になります。

自治基本条例第24条の運用や取組状況のチェックや評価について、子ども未来局でもやっているのか、また、取組状況に関して経年的に取っているデータ等はあるのかというものです。

自治基本条例第24条に定める趣旨については、先ほどご説明したとおり、子どもの権利条例第24条から27条に定める部分が該当していますが、当該条文に基づく取組について、本市における子ども関連施策を総合的かつ効果的に推進するために設置されている子どもの権利総合推進本部で、毎年、報告書を作成しておりまして、附属機関である子どもの権利委員会にて審議された後、議会にも報告されているところです。

資料3-2は、取組状況報告書の中から、子どもの参加・意見表明の促進に関する部分を抜粋したものであります。

こちらをご覧くださいと分かりますとおり、子ども議会や子どもの権利条例を制定している他都市との交流事業などの開催実績、札幌市役所における子どもの参加や、子どもに分かりやすい情報発信に関する事例数の経年データなどが掲載されていますので、後ほどご覧ください。

続きまして、資料4になります。

こちらは、自治基本条例第25条、資料1では13ページの下段になりますが、情報公開につきまして、公文書公開請求件数のうち、公開を拒否した件数など、内訳の詳細に関する質問をいただいております。

そこで、資料4になるのですが、1枚目は公文書公開請求の処理内容について内訳を掲載したものととなります。

内容について説明させていただきますと、まず、情報公開の区分として、公文書公開と出資団体等の二つが掲載されています。公文書公開の欄は、市の機関が保有する公文書に係る件数で、出資団体等の欄は、市が出資や補助、その他の財政的援助を行っている一定範囲の団体、すなわち出資団体等が保有する文書に係る件数となっています。

次に、処理内容の欄について補足しますと、一部公開というのは、例えば、個人名といった一部の非公開情報について黒塗りした上で公開するものです。

非公開というのは、請求対象文書は存在するが、当該文書の全てについて公開できないと決定したものです。請求対象文書の全てが非公開情報であり、具体的な事例としてはあまり多くはないのですが、例えば、過去に、火災のあった建物内部の写真について公開請求がなされ、その写真は、建物で生活していた個人の情報が分かるものでありますので、全て非公開とした事例があります。

存否応答拒否というのは、文書の存在について、あるともないとも答えられないとするものです。例えば、誰々さんの生活保護に関する記録といった請求が挙げられます。個人

の生活保護の情報が非公開情報なのは当然なのですが、非公開とする場合には、なぜ非公開なのか、理由を説明する必要がありますので、文書はあるが、非公開と答えてしまうと、その方が生活保護を受けていることが分かってしまいますし、逆に文書不存在と答えてしまうと、その方が生活保護を受けていないことが分かってしまいます。そのため、文書があるともないとも答えられない存否応答拒否の決定をすることになります。

取下げというのは、文字どおり、公開請求を出していた方が請求を取り下げたものですが、その多くは、請求者が求める情報について、市から任意で提供できる旨を申し出た結果、それで事足りるとして、公開請求が不要となったものです。

また、市が保有する自分に関する個人情報については、開示請求をすることができるものとされておりまして、次のページを見ていただければと思います。

自治基本条例第27条、資料1では14ページの下段になりますが、個人情報の保護につきまして、前回の会議で個人情報開示請求の件数も示してほしいとの要望をいただいておりますので、今回、この資料に個人情報開示請求の件数内訳を掲載しましたので、併せてご覧ください。

資料1から4の説明は以上で終わりなのですが、ここで少し時間をいただきまして、令和3年2月27日に開催しました令和2年度市民自治を考える市民ワークショップの概要についてご報告いたします。

別に配付しておりますワークショップ報告書をご覧くださいなのですが、今回のテーマは、「市政への市民参加の促進について考えよう」としておりまして、2ページ目に記載しているとおり、26名の市民に参加していただきました。

本日は、時間もあまりないので、詳細な説明は省かせていただきますが、資料の11ページ目では、市政への市民参加のための取組について出された意見をまとめています。また、次の12ページ目では、市政参加についての課題や方向性についての意見を掲載しています。

その他、さらに詳しい内容も後段のページに掲載しておりますので、お時間のあるときにご覧いただければと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

○石黒座長 ありがとうございます。

ただいまの資料に関する説明につきまして、資料を求められた方はもちろんですが、それ以外の方も含めて、ご意見やご質問、確認されたい点がございましたら、何でも結構ですので、ご発言いただければと思います。

○鈴木委員 内容に関する質問ではないのですが、本日ご提示いただきました資料3-2についてです。

子どもの権利に関して、札幌市でしっかりと位置付けているということだと思っておりますけれども、報告書に出ている札幌市子どもの権利総合推進本部というのは、恥ずかしながら初めて聞いたのですが、こういった組織なののでしょうか。札幌市の一部署ということでは

はないかと思えます。位置付けについて教えていただきたいと思えます。

○事務局（植木推進係長） ご質問の子どもの権利総合推進本部は、市役所内部で組織されたものです。

組織構成で言いますと、本部長を子ども未来局の担当副市長として、その下に子ども未来局長や関係各局の局長が構成員となっており、札幌市の子ども施策の推進のために必要な連絡調整や、事業の進捗状況の把握や点検評価などを行うために設けられた組織となっております。

○鈴木委員 子ども未来局を中心にしつつも、子どもに関する部署が横断的に集まったプロジェクトチームみたいなイメージでよろしいでしょうか。

○事務局（植木推進係長） はい。

例えば、構成員として、まちづくり政策局長や財政局長、市民文化局長、保健福祉局長など、様々な部署により横断的に構成されております。

○鈴木委員 子どもの権利以外にも、このような部署は幾つか存在するのですか。

○事務局（植木推進係長） 私どもの市民自治推進本部も、同じような考え方の下にできたものとなっております。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○石黒座長 関連でも、別のことで、何かございましたらご発言ください。

（「なし」と発言する者あり）

○石黒座長 それでは、もし議論の中で今の資料に関わることが出てきたら、そのときにまたご発言いただければと思えます。

それでは、事務局からの説明が終わりましたので、ここからは前回の会議と同じように、委員の皆様から意見出しをしていただきたいと思えます。

先ほども触れましたけれども、前回は、第6章の28条、29条についての途中ということでした。今日配付されております資料1の15ページからです。

こちらについて、前回ご意見等を出された方で、現状評価や課題抽出の部分にまとめられているところがずれているとか、私はこういうことも言ったはずですということがありましたら、併せてご発言いただきたいと思えます。

（「なし」と発言する者あり）

○石黒座長 それでは、また質疑の中で出てくればお願いします。

それ以外のこと、あるいは関連でも、前回は出ていなかったことやご質問などがありましたらご発言いただければと思えます。第28条、第29条をまとめてご議論いただければと思えます。

（「なし」と発言する者あり）

○石黒座長 それでは、残りは少しですので、一通りいった後、今の部分とさらに前の部分も含めて、何かございましたらご発言いただければと思えます。

続いて、第7章、第30条の関係です。

他の自治体との連携・協力についてはいかがでしょうか。

資料1の16ページ、17ページとなります。

前回の第3次の推進会議では指摘などが幾つか出されていたようです。

(「なし」と発言する者あり)

○石黒座長 ひとまず、先に進ませていただきます。

続きまして、第8章の31条から33条までになります。

資料1の18ページになります。こちらについては、第31条、第32条、第33条をまとめて、どの条文についてでも結構です。必然的に関連すると思いますが、何かございますか。

○皆川委員 質問です。

まず、第31条に、「市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し」と、「市」が「評価し」というように書かれています。第33条には、この評価をするために市民自治推進会議を置くという記載があります。

第31条で言っている評価というのは、市の事務方のほうで評価するということがあるのか、ないのか。それはないのであれば、その評価というのは市民自治推進会議に委ねられて、評価も全部お任せという意味なのか、そこを教えていただきたいです。

また、市が評価している部分もあるということであれば、どこに示されているのかを教えてください。

○事務局(植木推進係長) 第31条と第33条に関する質問ですが、まず、第31条に「仕組みを整備しなければならない」とありますが、この部分は「運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための」というところにかかっていると考えると、市が直接評価をするというより、評価などを行うための仕組みを整備することを定めているものと考えます。

その仕組みとしての一つは、第33条で定めている市民自治推進会議です。他に条例上には明記されていませんが、例えば、市民ワークショップなども、市民の皆様のご意見が評価に直結すると言えるかどうかは見方によるかもしれませんが、評価の仕組みの一つと考えております。

○皆川委員 私がこの文章を読むと、必要な見直しというのは、評価した上でまずい点の見直しなのかと考えたのですが、それは違うということですか。

それから、今おっしゃったのは、市単独として評価行為はしないということによろしいのでしょうか。

○事務局(植木推進係長) 札幌市として、あらゆる事業で自己的に評価をして、毎回、事業をやるたびに改善を図っていくということは常時行うものであり、自治に関する事業の取組がより良くなるように、それぞれ評価を行いまして、見直していくということは、当然、行うものであると考えております。

○皆川委員 市民自治の視点で捉えたときに、市民自治の条例が機能しているかどうかの評価をしていますというのであれば、それを私たちに示せますか。示せるのであれば、示していただきたいのです。

○事務局（植木推進係長） 自治に関する評価として、評価書のように目に見える形で示すことができるものは作成していません。

○石黒座長 先ほどもあった推進本部というものが我々の資料にも出てきていまして、皆川委員も何度もそこを問題にされて、順調にいつているとか、適切にとか、どういう根拠でやっているのかよく分からないというようなお話があったと思います。それは、ある意味、市として評価している一つではないかと思うのです。

もちろん、4年ごとに市民自治推進会議で提言を出されたものがあるときは、それを踏まえて担当部局でもチェックし、推進本部として最終的には市として判断しているところなのかと私は思っていました。

この条例の条文も、それをやるときに評価して、必要な見直しをするための仕組み整備を求めている、第2項で、そのときには市民の意見が反映されるように努めなければいけないということで、市民自治推進会議をつくらうということが第33条で規定されて行われていると思うのです。

資料1の18ページの各条項に関係する主な取組・条例等というところで、第33条の市民自治推進会議の設置要綱が平成22年につくられている訳ですけども、自治基本条例自体は平成18年に制定されているので、少し後にできたと思うのです。5年を超えない期間ごとに見直しをしていくということで、どういうふうに見直しをしていくのか、必要な仕組みとか、市民の意見をどう反映するのかを検討して、こういう推進会議を置いたのではないかと思うのです。最初の条例制定時からあった訳ではなくて、第33条の後に出てきたのかと勝手に思っていたのですが、そこは確認していません。

いずれにしても、現在の条例の形は、第31条で市が評価し、必要であれば見直しをする、そのための仕組みを整備しなければいけない、その仕組みのかなり重要なところを占めるものとして、基本条例自体で市民自治推進会議を置き、5年を超えないごとにやっていくと。それを受けて、市は推進本部等で評価しているのではないかと思っているのですけれども、どうですか。

○事務局（植木推進係長） 市民自治推進本部でも、市民自治推進会議で行う提言などをを受けて、評価といったものを行うことはありました。ただ、必ず定例的に評価をするといったように組み込んだ仕組みとしては位置付けていないものです。

○皆川委員 非常に微妙で分かりづらい説明だと思います。

私は、自治基本条例というものができている限り、市の事務方として、推進会議のあるなしに関わらず、自ら評価して、市民自治の視点でまずいところは見直しをしていつているのだろうと思っていました。

しかし、今の説明では、どうもそうではなくて、推進会議という仕組みをつくりました、

ですから、その評価、見直しについては推進会議に全部お任せですよというふう聞こえるのですが、そう理解してよろしいですか。

○事務局（植木推進係長） 推進会議に全て任せるという訳ではなく、市民自治の論点に関することは本部会議でも話に上がりますが、例えば、推進会議でまとめる報告書のような形や、行政評価みたいに定例的な評価を行うといった形での自己評価の仕組みの整備まではされていないというのが今の状況だと考えています。

○皆川委員 分かりました。

○石黒座長 ありがとうございます。

今の関連で、ほかの方から何かありますか。

○武岡委員 現状の自治基本条例の規定に基づくと、市民自治推進会議というのは、5年を超えない範囲で設置されて、あくまでも条例の見直しについての検討を行うための組織とされているように思います。しかし、第3次会議の報告書で既に、役割を広げようという提案がなされています。『札幌市自治基本条例に基づく評価及び検討の結果について<報告書>』（2016年11月）20頁において、「行政評価において市民自治に関する項目を新たに取り入れたことから、行政評価委員会で市民自治の不足点が指摘されたら市民自治推進会議でそれを審議する仕組みや、市民自治推進会議で指摘をしたら行政評価委員会に反映される仕組み」が提案されています。これは、市民自治推進会議を常設的な感じの組織にして審議をするというイメージのように捉えたのです。

私は、そういうものをチェックする仕組みが必要ではないかと思います。この推進会議を数年おきに条例の見直しをするためだけの組織に留めておくのではなくて、市民自治の取組を定期的にチェックする形でやるということです。第3次のときに、既にそういうイメージを持たれていたのではないかと思うのです。

また、市民自治推進本部は2018年7月を最後に開かれていないのではないかと思います。先ほど、ホームページを見ましたら、これまでのものが全部載っているのですけれども、2018年7月が最後になっておりました。

それはなぜなのかと思ひまして調べたのですけれども、市民自治推進本部は、要綱が設置根拠になっているのです。条例ではなくて要綱なのです。招集者は、副市長が本部長を務めることになっていて、本部長が招集するということになっています。何らかの理由があって開かれないのだろうと思うのですが、そういうものを見ると、やはり要綱では弱いのではないかと、条例で根拠を置いて開いていくということが必要ではないかと思ひました。

それから、第29条の区のことについてです。

今回の第4次推進会議ではこれまであまり区のことを議論してこなかったと記憶しておりますが、ワークショップを拝見すると、区に関する提案が結構あるのです。市民の方にとっては、区というのは身近なのだなどと改めて思ひました。例えば、区単位でボランティアを登録するような仕組みはどうかとか、区の会館で自由に使える場所をつくってほしいという要望や、区民協議会もやっていると書いてあるのですが、私はあまり詳細を存じ上

げないので、もう少し区に力を入れるということも必要ではないかと思えます。

○石黒座長 幾つかの指摘やご質問があったと思います。第29条の前に、先ほどの話と連続するところもあるので、第8章のところの確認です。

一つは、2018年が最後で推進本部会議が開かれていないのではないかというご質問というか、ご指摘がありました。これは、そのとおりなのでしょう。それとも、ホームページなどには上がっていないけれども、開いているのでしょうか。

○事務局（植木推進係長） 2018年の開催以降、会議は開催していない状況です。

○石黒座長 先ほど皆川委員からは、こちらに丸投げしているのではないか、そういう考えですかというお話がありましたけれども、そこまではいかないとしても、今回の推進会議で議論した後、報告書が出たら、内部でまた検討していくというやり方を想定されているということですね。

○事務局（植木推進係長） 今期の市民自治推進会議で最終的に報告書を上げていただく形になるかと思うのですが、報告書の提言を受けましたら、推進本部会議でその中身について諮ることになると考えております。

○石黒座長 もう一つ、連動して確認ですけれども推進本部会議は、2018年の前は毎年のように開かれていたのでしょうか。あるいは、毎年までいかないとしても、今回は第4次ですが、第3次、第2次の推進会議の提言が出た後、また次に出るまでは開かないという感じだったのか、もっと間が空いていたのか、どうでしょうか。

○事務局（植木推進係長） 概ね毎年開催されていたところです。

○石黒座長 先ほどの武岡委員のご指摘で、要綱で設置されているのが弱いのではないかという話もありました。招集者が副市長ですね。副市長の判断で必要だと思えば毎年開くけれども、近々、市民自治推進会議もあるので、そちらでとか、設置要綱のさらなる下部ルールみたいなものがある訳ではなく、情勢判断等でやってきているという理解でよろしいのでしょうか。

○事務局（植木推進係長） 要綱以外のルールはない状況ですので、情勢により判断という形になります。

○石黒座長 今、幾つか出ていたうち、市民自治推進本部が2018年を最後に開かれていないということに関して、連動したご質問や確認されたい点がございましたらお願いします。

○宮本委員 私が分かっていないだけかもしれないのですが、条例の検討を行うということは、市民自治推進会議として位置付けられて、しっかり書いているのですが、それが最後にどうやって決まるのか、検討までは書いているけれども、それが決まるというプロセスについて書かれていないと思いました。それが本部会議というところでプロセスが決まるということなのかと思うのですがけれども、本部会議についてこの条例の中では触れていないですね。それはなぜ触れていないのかということが気になりました。

○石黒座長 なぜ条例の中で触れていないのかという質問ですね。その前段で、決めると

というのはどういうことか、確認したいです。例えば、この会議では決めますね。まだ決めていないですが、今まで議論してきて、今日、できる範囲でどういう報告書にしていくかという筋みたいなものを決めて、進めようとしている訳です。この会議の報告書を決める訳ですね。

今、お話があった決めるというのは、市として決めるというご質問ですか。例えば、推進本部は毎年開くべきだと報告書で出した、でも、それは我々の会議でそういう報告書にすると決めて、それを受けて、市として本当に毎年開くかどうかは、その段階ではまだ決まらない訳ですね。それを受けて、市としてどうするかを決めるという意味で言っていたのでしょうか。

○宮本委員 私の中でも混乱してしまいました。

結果的に、条例の改正に関しては、本部会議の後に幾つかプロセスがあると思っているのですが、その検討は行うけれども、条例改正はこうやったらできますよというか、決まっていますよというプロセスが書かれていないので、そこは触れなくていいものなのか、疑問に思ったということです。

○石黒座長 例えば、第32条は5年を超えないごとにですけれども、市民の意見を聞いた上で、市民自治推進会議が中心になって、先のアンケートもいろいろ踏まえてということになると思います。この条例について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずると書いているのは、これは市ですね。検討し、評価し、そして、これは変えよう、こういうのは導入しよう、これはやめよう、そういうことを決めていくということではないかと思うのです。条例に書いていないことはないというのが私の理解なのですが、そういう理解でいいのでしょうか。この私の理解だと、5年を超えないごとにしかやらないですから、毎年検討して、決めて、必要なことをやっていくということを書かなければだめなのではないかという意味なのではないでしょうか。

○宮本委員 いえ、今、座長が話してくださって、そういう意味合いの言葉なのだと理解できたので、書かれているというふうに理解しました。ありがとうございます。

○石黒座長 私が前段で確認をしてしまったので、中心的なご質問は何だったのかとなってしまったのですけれども、大丈夫ですか。

○宮本委員 はい。

○石黒座長 ありがとうございます。

ほかにありませんか。

○武岡委員 今さらの質問で申し訳ないのですが、第3次推進会議の一つ目の報告書、2016年11月に出されたほうの報告書では、条例の規定について2点の改正をするということが書かれていたのです。でも、実際には改正していませんね。

○石黒座長 されていないです。

○武岡委員 市民自治推進会議で変えるべきだとしたのだけれども、市は改正しなかったそのプロセスといいますか、どこで改正しないと決めたのかということを確認させていた

だきたいと思いました。

○石黒座長 推進本部の関係と連動してくる話だと思いますので、第3次で報告書にあったけれども、それを実現していないみたいですが、どういう形でそうなっているのかということについて、ご説明できる部分がありましたらお願いします。

○事務局（植木推進係長） 第3次推進会議でいただきました条例改正の提言に関しましては、市民自治推進本部会議の中で諮られて、改正しないという結論を出したところであります。

○石黒座長 推進本部のほうで提言書を確認して、条例改正提案にはいかないということで、改正はない状態だという理解でよろしいですか。

○事務局（植木推進係長） 条例の見直し検討については、市の取組が不足しており、条例を改正しなければ取組を進めることが困難な場合に改正を要するとの考え方が報告書で示された一方で、現在の市の取組に不足はないと評価されているということに鑑みまして、条例の改正までは決定しない旨、本部会議で判断されました。

○石黒座長 今のは、何条関係についてのお話だったのでしょうか。

武岡委員のご指摘の条例改正提言は何条のところですか。資料1の第3次会議の評価というところにありますか。

○武岡委員 私が見ているのは報告書で、資料1にはないかもしれないです。

○石黒座長 そうですか。一応、資料1の15ページの一番下の改正案というのは、多分、第3次会議でこういう条文の下線部を追加する改正をすべきだということだったのかと思っておりますが、勝手な読みだったかもしれません。

また、17ページの第30条にも、条文の下線部「市民に広く提供し、」というのを追加して改正すべきだと提言があったけれども、情報はかなり広く提供されているし、条例改正までは必要ないと判断した、そういうことなのかなと思います。

○事務局（植木推進係長） 第3次会議の報告書で、第28条と第30条について、それぞれの条文に関する議論の概要の中で、第28条については、現状において市の取組が不足しているとまでは言えないといった文言が書かれており、第30条については、必ずしも第30条第3項に市民への情報提供を規定しなければ十分な情報提供が行われないというものではないとの文言が書かれています。そういう意味では、今、私の話した本部会議の判断は両方の条文を意図して言っていると考えてよろしいかと思えます。

○石黒座長 つまり、市民自治推進会議で改正案の提言はされて、報告書の中でそういう評価もされているので、それも踏まえて改正までは進まなくていいという対応になっているという理解でよろしいですね。

補足はありますか。

今、指摘いただいたように、改正案の提案とともに会議の中でそういう評価をしているということです。

ただ、武岡委員やほかの委員のご指摘とも関係すると思うのですがけれども、例えばパブ

リックコメントでは、意見が出たら検討して、それに応じた修正をするならするし、もし採用できない場合は、なぜ採用できないのかという検討結果を公表することになっています。パブリックコメントにおいてすらなんて言い方をしたら怒られるかもしれませんが、市民自治推進会議という組織でわざわざ検討してこうだという意見が出ているのなら、なおさら、そういう形の対応をしてしかるべきと感じます。

現状評価・課題抽出の一つとして、市民自治推進会議だけではないけれども、例えば、こういう意見が出たけれども、ここは対応しなかったとか、現段階では改正には動いていないとか、この会議の検討結果等をどう扱ったかということは示すようにしてもらいたいということに皆さん異論はないと思うので、そういうものを現状評価・課題抽出の中に入れてさせていただくということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○石黒座長 それでは、幾つか指摘いただいたうち、第8章に関して、第3次市民自治推進会議の評価となっている部分の理解として、5年を超えないごとにというのでは十分ではなくて、恒常的にチェックしていくという考えに基づいて出された評価ではないかというご質問がありました。

私自身も加わっていた訳ですけども、そこまでだったのかどうか、はっきり記憶がないという感じです。文言自体もそこまでではないと思うのですが、確かにご指摘のように、こういう会議は5年を超えないごとにしかりませんから、恒常的なチェックはやはり必要で、行政評価委員会もあるのだから、そちらでもやっていただくということではないか、それが必要なのではないかという考え方はあったかもしれませんが、ただ、それに合意してこういう提言になったかどうかは、申し訳ないのですが、記憶が定かではありません。

もし事務局のほうで、第3次のところでは、この文言にある以上に、今ご質問のあったようなところについて、こういうものと受け取っていますとか、こう聞いていますというようなことはありませんか。

○事務局（植木推進係長） 今のお話は、行政評価と市民自治の連携に関することかと思えます。議論の詳細がどういう話の流れであったのかは即答できる状況にないのですが、最終的な提言の結論としては、資料1の18ページの中段に書いているとおりの中身となっております。

前回の会議で、この資料を説明する際にお話ししておりましたとおり、現状では、行政評価での評価と、市民自治という観点での評価というものは、若干、方向性が異なる部分があるので、連携した仕組みの構築には至っていないというところを説明させていただいたところです。

○石黒座長 先ほどの武岡委員の質問への答えにはなっていないかもしれませんが、それぞれの委員の中では先ほど指摘されたようなことが実は共有していたのかもしれないのですが、はっきりとは分からないということですね。

先ほど第29条のお話があったのですが、そちらに一回戻っていいですか。それとも、今出てきているところを継続して議論して、それから第29条の区の話に入りますか。

○宮本委員 第31条のところで、もう一つあります。

取組ベースの話からになってしまうのですが、第31条で、取組として市民ワークショップの実施というところがあって、これを調べると、令和2年はコロナの影響で、ワークショップではなくて、パネル展の開催をしたという情報がホームページに載っていました。

ただ、コロナ禍とはいえ、パネル展での感想を見ていると、PR不足だったとか、人数の記載がなかったのも、どれくらいの方が札幌市役所のロビーに足を運んで見たのだろうかということ想像すると、効果は薄い手法だったのではないかという感想を持ちました。

改めて、コロナ禍なので限界はあるのですが、今回の令和3年3月の報告であったワークショップのように、直接お話を聞いたり話ができるという場に意味があるなど感じています。

今日いただいた資料の中でも、さらに市民自治の関心が高まったというアンケートの数字が高かったのも、話をする、話を聞くということの効果は高いのではないかと感じています。

ワークショップの実施という取組が、今、第31条の評価に関しての開催と位置付けられているのですが、今回の3月のワークショップは、評価だけではなく、これからどんなことをやりたいか、どんな施策が欲しいかという話合いの場でもあったのではないかと読めました。

ですから、これから必要なこと、やりたいことという意見を出すワークショップに関しては、多分、第21条に基づいていくのではないかと感じているので、第21条で市民の意見をもっと取り入れていくというパブリックコメントに並ぶような位置付けとして、ぜひ取組の中に、こんなことをやりたいという意味合いでの市民ワークショップの開催を増やしていくということが必要ではないかと感じました。

○石黒座長 ありがとうございます。

今のご意見は、令和2年8月に行われた行政評価と市民参加の取組に関するパネル展の取組が、必ずしも十分効果的なものではなかったのではないかと、そういう内容のことも第21条にあるような形の市民参加の企画というか、事業というか、施策としてやったほうがいいのではないかとご指摘でよろしいですか。

○宮本委員 いえ、パネル展に関しては、コロナ禍だったから、その対策ということでやったのだろうかと想像するのですが、市民ワークショップをするということ、評価の機会だけではなく、これからこんなことをしたいというほうでも取組を入れていったほうがいいと思うという意見です。

○石黒座長 そうすると、第31条のことではなくてということですね。逆に、第21条のところでワークショップも積極的に実施していくべきではないかというご意見で

すね。

さらに、第8章の第31条、第32条、第33条のところでご意見がある方がいらっしやったらご発言をいただきたいと思います。

それでは、第29条の区についてご指摘があったところをやりたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○石黒座長 それでは、武岡委員の三つのご指摘の最後ですが、区をもっと積極的に活用するというようなご意見でしょうか。

○武岡委員 そうです。せっかく、この会議での議論に資するためということで開いて意見を言っていたいて、区に対する提案がいっぱい出てきています。こういうワークショップをアライバイづくりだけに使わないで、ちゃんと取り上げてくださいという意見もあったので、このように提供はしていただきましたけれども、取り入れて検討してはどうかということで申し上げました。

○石黒座長 ありがとうございます。

第29条自体が、市は区役所を拠点として、区の課題や特性を踏まえたまちづくりを進めるとなっている訳ですから、当然、やっていかなければいけないということだと思いますが、今回のワークショップの中でも、それがかなり表れていることでもありますし、なおさら新しい取組も含めて強めていくべきではないかというご意見です。

その点に関連してのご意見、ご発言がございましたらお願いします。

確かに、前回の会議では特に出ていなかったですね。

私のほうがよく理解していない区民協議会の発言をしたりしましたけれども、ほかによろしいですか。

区の部分については、そういう内容を新たに評価、課題抽出のところに入れる形にして、報告書をまとめていく上でも採用していくことにしたいと思います。

では、また戻って第31条から第33条までのところについてご質問、ご意見をいただきたいと思います。もし、もっと前のところでもあれば出していただければと思います。

もっと恒常的なチェックが必要だということは大方の了解という感じでしたけれども、それに関連して何かございましたらお願いいたします。

5年を超えない期間ごとにとになっていて、それを受けてこういう会議が開かれている訳ですけれども、5年を超えない期間ごとにやらなければだめだとなっているので、5年に1回だけやりなさいという訳ではないという条例です。札幌市の自治基本条例の検討の過程でもあったのかどうか、定かではないですけれども、少なくとも、常設的な組織を置いてチェックしていくことが必要だというご意見の先生もいらっしやるし、世の中には一定の意見がある訳です。ただ、多くの自治基本条例では、毎年という形の常設的な組織を置いてやっていくというのではなくて、こういう感じで、4年とか5年とか一定期間ごとにそれをすると。そうしないと、ずっとやらないまま終わってしまう可能性があるので、少

なくともその期間内にはやりなさいという条例になっているところがほとんどではないかと思えます。新しい部署を設けたり組織を置くということはなかなか大変なので、会議の大方のメンバーも、こういう形でいいですねとなってきていると思うのです。そういう結果の条例だと思うのです。

ただ、繰り返しますけれども、5年ごとに1回やればいいという話だと思って、そういう条例をつくっていることを支持している市民が多いという訳ではないと思えますので。ただ、どういう形で恒常的なチェック、仕組みを設けたらいいのかというのは、なかなか難しいところもあります。

○皆川委員 今の恒常的なチェックというところに関してお話しさせていただくと、私は、先ほどまで、そういうチェックというのは、市の事務方が当然されていて評価をしているのだらうという頭でいたのですが、どうもそうではないということが分かりました。

この推進会議で恒常的なチェックを行うことはちょっと難しいと思えます。

私が最終的に報告書に落とし込む中で、5年に1回でもいいですけども、推進会議が評価できるだけのデータと統計を市のほうで用意していただく、市はそれを評価しないというのであればそれは結構ですけども、その代わり、私たちが評価するためには、これとこれのデータが必要ですから、それを毎年取って、統計として私たちに示してくださいというところまで次回の報告書に盛り込めば、それが恒常的なチェックという形で回っていくのではないかと、それが現実的ではないかと思えます。

○石黒座長 多分、何年間を超えない期間ごとにとすることに賛成した方の多くも、今、皆川委員がおっしゃった形で進んでいくと想定されていたのではないかと推測します。

今の皆川委員のご指摘のような形で、評価、見直しの仕組みの充実や、実効性を高めるためには、それをやれとまで言うかどうかは別として、例えば、そういうことも含めた仕組みの改善が必要ではないかという内容を入れるということによろしいですか。

関連して、こういうのもあるのではないかと、さらにこういうふうに強化したほうがいいのか、何でも結構ですけども、ほかの委員の方からご意見がございましたらお願いします。

○鈴木委員 質問と確認ですけども、回し方とかやり方については、今、皆川委員がおっしゃったような形で進められればいいと思えます。

質問ですけども、私が条例の趣旨をきちんと理解していなかったのかもしれませんが。市民自治推進会議につきましては、こういう期間を置いての、常設ではない会議であります。趣旨は条例の規定についての検討をする会議であって、その条例も5年なり4年なりできちんと時代に合わせて見直していかなければいけない、そのためこの会議を設置しているのだという理解しております。

常設的なチェックにつきましては、まさしくそれも必要だと思うのですけれども、私の理解では、行政評価委員会がそういう機能を担っているという理解でいました。確かに、行政評価と市民自治の評価は違うと思うのですけれども、行政評価の中で、行政が市民の

意見を聞いてきちんと運用していないとか、この辺で不足があるとか、そういうことを行政評価の方で議論・評価していると理解していたのですけれども、そうではないのでしょうか。

実は、私は、某札幌以外の市町村で行政評価委員会の一委員をしているのですけれども、いろいろな事業の中から自由に委員が選ぶのですが、全てを評価する訳にはいきませんので、町民目線できちんとチェックしなければいけないということを町民自らが選んで、行政にも来ていただいて、きちんと説明していただいて評価をしていくというものです。それは、根本から見直すべきとか、厳しい意見も言うのですが、行政評価委員会の中でそういう機能を担っているのではないかという気がしていたのですけれども、そうではないのでしょうか。行政評価委員会はどのように扱っているのでしょうか。

特定の領域という訳ではないですね。

○事務局（植木推進係長） 行政評価というのは、性質上、前年度に実施した施策や事業について、いわゆる成果重視の観点から、その改善、見直しの方向性について評価を行うというものです。もちろん、自治基本条例に定めるような市民自治の考え方は、当然、全ての事業に共通するものであるのですが、行政評価としての観点で考えますと、どちらかと言うと、そういった論点からのことを行政評価委員会で提言するという事は少ないかと思えます。

○鈴木委員 ちなみに、私も不勉強なのですが、行政評価委員会はどれくらいの頻度で行われているのでしょうか。

また、対象となる事業につきましては、どのように選んでいるのでしょうか。

○事務局（植木推進係長） いわゆる行政評価委員会の外部評価になると思いますが、通常は年に一度行われております。市全体の分野を見るということではなく、例えば今年はこの分野という形で指定をして、事業を所管している局が自らの事業を示した上で、行政評価委員会で今年はこの部分を見させてもらうというように選定して見ていると理解しています。

○鈴木委員 承知しました。ありがとうございます。

○石黒座長 今の鈴木委員からのご質問の関係でご質問、ご意見はございますか。

先ほど武岡委員から、第31条関係の第3次会議での評価についてご質問がありましたけれども、先ほど記憶がはっきりしないと申しましたが、そのときは私自身も行政評価委員会でチェックしていくことが必要ではないかということで質問したのです。

第3次の際の座長は、行政評価委員長をしておられたこともある先生で、そして、事務局で担当していた課長もそのときに一緒に行政評価委員会の仕事をやっていた方だったので。それで、私がそういう質問をしたら、座長さんはうんという感じで、課長さんにどうですかと振りまして、行政評価委員会はどういう感じでやっているかという話がありましたが、なかなか難しいというふうに個人的に受け取っていました。

ですから、こんな内容で入っているとあまり意識していなくて、どちらかという行政

評価委員会でやるのは難しいという結論と、個人的には理解していたのです。

ただ、確認したいのは、第3次会議の評価で「行政評価において、市民自治に関する項目を新たに取り入れたことから」と書いてあるのですが、第3次の前のいつ頃か分かりませんが、市民自治に関する項目が入っているということですか。

○事務局（植木推進係長） 第2回会議で資料としてお配りしたかと思うのですが、ここで言う「取り入れた」というのは、いわゆる内部評価での事業評価調書の中に、市民自治に関するチェック項目を、自己チェックを行うという趣旨で設けているものです。

○事務局（柴垣市民自治推進課長） 行政評価というのは内部評価と外部評価の二つがありまして、まず、全事業に対して、札幌市の職員が、皆川委員の言う事務方がそれぞれの評価をする形を取っております。札幌市の事業ですから、市民のためにどういう視点でやっているかという項目がありまして、その中でワークショップをやりましたとか、アンケートを取りましたとか、そういうことを記載する欄がございます。

そういう中で、この事業については、自分たちはAの評価にします、Bの評価にしますというような結果的な評価をします。これが内部評価になります。

外部評価というのは、外部の委員の方々に毎年、札幌市の様々な事業の中から、今年は子どものテーマにしましょう、高齢者のテーマにしましょうというようにテーマを絞っていただきまして、そのテーマの中で内部評価をした調書を提出して、それをそらんじていただきまして、その中で行政としての評価になりますので、この事業は札幌市にとってよかったか、悪かったか、どういう目線が足りなかったか、そういう評価をしていただく形になっております。

○石黒座長 ありがとうございます。

そうすると、先ほどの鈴木委員の話は、後者の仕組みの中で参加されているということになりますか。

○鈴木委員 今、はっきりご説明いただきましたので、よく分かりました。

外部評価ということになると思うのですが、この会議でも市民自治の視点での常設的なチェックの仕組みとか、機関なのか委員会なのか分かりませんが、そういうことが重要という話も出ていまして、私も確かに重要だと思うのですが、行政評価委員会のほうでテーマを決めてということですので、市民自治が話題に挙がる年もあれば、そうではない年もあるということだと思います。

ただ、内部評価のチェック項目に市民自治に資するのかどうかみたいな項目があって、自分たちでもAなりBなり評価するのですとか、ワークショップをやったとか、こういうふうにして市民に情報提供したとか、そのようなことでチェックする項目はあるということではよろしいですか。

○池田委員 第32条で、「市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を」と書いてあるのですが、この市民というのは、先ほど区役所のこともありましたけれども、各区役所から意見をいただいて、市でまとめて検討するという方法はできるので

しょうか。

なぜなら、区役所から吸い上げたものは、多分、区役所は町内会からとか、興味がある方だとか、意見を出すと私は思うのですけれども、どうでしょうか。

○事務局（植木推進係長） どのような形で市民の意見を聞くかというのは、考え方次第では様々な手段を取り得ると思いますので、今おっしゃられたようなことも考えていけば実現可能ということはある得ると思います。

○石黒座長 ありがとうございます。

条例自体で第33条を置いているということ言えば、この会議は大きな意味を持つとか、重要な位置付けであると思いますけれども、先ほども出たワークショップとか、様々な形で市民の意見を聞いて市がやるということなので、この会議だけということではないということになります。

今、池田委員からの指摘も踏まえて、市民の意見をどういうふうにするかということも、今やっていることだけでいいということにはならないとか、さらなる草の根の意見をもっと聞くということですね。終わりはなくて、常に工夫していかなければいけないということになる訳です。

もし具体的にこういうものと言え、さらに具体的な提案をして、市としてもより検討しやすいということになると思いますけれども、そこまでいけない場合でも、今あったような指摘いただいた方向性は幾つか示して、さらに仕組みを整備するということをしていったらいいということになると思います。

○鈴木委員 これは私なりの意見になるのですけれども、以前、この会議の最初のほうで市民参加条例を検討していた際にも、他都市の事例のワークショップとか、待ちの姿勢ではなくて、積極的にこういうことをしなければいけないということを明示している都市もあったと思うのです。

やはり、今回の自治基本条例の検討に当たっても、私は専門家ではないのですが、条例に盛り込むのか、それとも関連するようなものに入れるのかどうかは別として、ワークショップとか、具体的な項目を明記しないまでも、少し積極的に市民の意見を聞くような方法をぜひ取ってくださいというような文言とか、そういうことに努めなければいけないとか、そういった文言をどこかに時代に合わせた形で盛り込んでいくべきではないかと思っています。

これは意見です。

○石黒座長 今のお話は、評価とかチェックに限った話ではないですね。

○鈴木委員 評価にもつながるのでございますけれども、積極的に市民の意見をしっかりと聞いていかなければいけないということです。先生方の意見もいろいろ聞きたいと思います。

○石黒座長 資料1の3ページ一番下の第5条のまちづくりの基本原則に、「まちづくりは、市民の参加により行われるものとする」とあります。まず、基本原則で、今、委員のご指摘のようにやっつけということをやっていると思うのです。そのために必要な

情報について共有できるとか、市長はこういうふうによれと規定するとともに、懸案の市民参加条例等を制定という規定に留まっていますが、条例制定も中心に考えて整理していくということになると思うのです。

○鈴木委員 今回の会議では、文言は忘れましたが、時期尚早ということで、こちらのほうをきちんと検討することになったと思うのです。自治基本条例も、市民参加ということがきちんとうたわれていますので、それはそれでいいのですけれども、私が申し上げたかったのは、条例そのものではなくても、ワークショップとか、最近では昔と違って積極的にいろいろと聞きに行く、市民の参加を聞くといういろいろな手法が出ていますので、そういったことも市として積極的に取り入れていく、また促すようなものを文言として入れていただくべきではないかということなのです。

○石黒座長 ありがとうございます。

○皆川委員 今、鈴木委員がおっしゃった話に限ったことではないですが、今おっしゃった趣旨というのは、市民から意見を聞くという実績が足りないという認識に基づいていらっしゃるのでしょうか。

多く聞けば多く聞くほどいいのだけれども、今では足りないという問題意識から出ていることなのか、もしそうであれば、その問題意識はどこから来ているのかということが分かっていないと、改善にはつながりづらいのではないかと思います。

そこは、私がかかなり前から言っている評価はなぜするのかというところだと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○鈴木委員 私の認識としては、私も不勉強で、事細かに調べた訳ではありませんので、不足感があるというはっきりとした認識に基づいて意見を言った訳ではないです。

ただ、この会議の前半でいろいろな都市の条例を資料として拝見したときに、漠然とした市民の意見を聞くということであれば、札幌市がそうであるかどうかは別として、極端な話、パブコメでも聞いています、アンケートをやったらアンケートで聞いています、限られたサンプル数でアライバイづくりみたいな形でもできる訳です。

そのような状況では少し時代に合っていないという認識です。ワークショップの効果は、皆さん冒頭で非常にいいものであると評価をいただいていると思いますが、具体的にワークショップを開くなど、そこまで書くかどうかは別として、例えば、ワークショップとか、アンケートも単に取るというよりも、積極的に市民の意見を聞きにいただきたいということです。私もワークショップを結構経験していますし、この資料にあるワークショップも見学に行きましたけれども、皆さんが意見を出しやすいような形で運営されていましたので、そういうことを積極的に工夫してやらなければいけないということを促すような部分を、今回どこかで入れていただければと思っています。

以上です。

○皆川委員 誤解のないように補足したいのですが、私も何となく不足だと思っています。ただ、それを不足だと明確に示せるデータなり統計なりがないのです。だから、私は、そ

ういった客観的な、定量的なデータで聞き方がまだ足りないのだよ、もっとやらなければだめなのだよということをぜひ示したいという思いで質問させていただきました。

○石黒座長 ありがとうございます。

○宮本委員 鈴木委員とお話をしていたことで、市民参加条例のことは、一度、前半でお話をしたけれども、今日の会議で改めて在り方をはっきりさせましょうという時間はあると認識していました。ですから、前半ではその話は出ましたが、結論として、この会として市民参加条例について、どうあるかというのは、これからお話ができるところかと私は思っていました。

なので、今、鈴木委員がお話をしてくださったことを、条例そのものに盛り込むということも一つだと思いますし、まだ参加条例をつくっていきけるのではないかという余地は残っていると認識していたので、そこにつなげていけるお話ではないかと思っていました。

今の皆川委員の市民参加条例の目的は、何のためにそれが必要なのかということが今の話につながっていくような気がしています。この後の議題の中で検討の時間があるので、そこでお話ができたらいいと思っていました。

○石黒座長 今、何人かの委員のお話の中で、市民参加条例の話が出てきまして、これは、一通り条文の検討をして、報告書をどうしていくかというところでご意見を伺ってと思いましたが、市民参加条例の前で検討して、議論して、時期尚早というのはどういうことかというところまで詰めて、それぞれの委員にいろいろな考え方があります。

ただ、トータル的には、今の段階で市民参加条例を制定すべきだと提言できるまでには至っていないという意味での時期尚早ということです。

ですから、今の段階でいろいろと議論してきましたので、また変わっている部分があるかもしれませんので、その辺をどうするかというご意見を伺って決めたいと思っています。

条例制定をすべきかどうかというところから離れて、第21条に関わっての話だったと思うのですが、手引を改定すべきだということが出ています。その中で、なぜ改定すべきだということには、当然、今、鈴木委員のご指摘のように、新しい手法が生まれ出されてきているとか、いろいろ出ていると思いますので、その時代、現状に合ったものに変えていくべきとか、そのときに例示的なものとして、条例改正という意味ではなくて、取り組むべき内容として、例えば、こういう手法も今日は有効とされてきているけれども、今の手引になれば、それなどを含めて改定を検討すべきという提言があって進んでいると私は理解しているので、内容として一定は入ります。その上で、さらに条例制定をすべきだということまでいくかどうかは、これからもう一回確認させていただきたいと考えております。

今の時点では条文にということにはならないと思いますけれども、一定のことは文言として入ることになります。

第8章について、ほかに追加、補足等はありませんか。

確かに、我々がずっとやってきたことの根拠条文みたいなどころですから、いろいろと

感じるものがたくさんあると思います。自分がそういう意見を持っている訳ではないですけども、例えば、人数とか、これでは足りないとか、期間も足りないということがあれば、言っていただければと思います。

つまり、市民自治推進会議も常設的に置かれていないけれども、常設的なものとして置くことを排除した規定では全然ないと思います。皆川委員もおっしゃったように、そこまでは考えていないというのは、多くの方もそうかなと私も思います。条例改正ではなくて、自治推進会議を常設的なものとしてやっていくべきだという意見で一致すれば、そういう内容で提言していくことはあり得る訳です。多分、今までの議論でそういう意見は出ていませんから、そこまではないと思います。

ただ、先ほどの意見は、こういうものは常設ではないけれども、市役所の中の部局ないし推進本部等では毎年のようにやっていくべきだということ踏まえないと、この会議の検討もなかなか有効な検討はできないのではないかとのご意見があったと思います。私自身も同じ考えです。

それでは、先ほど、第29条のところ新たに武岡委員から指摘がありましたけれども、ほかに、今まで出ていなかったことや、この条文も問題ではないかということなどはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○石黒座長 そうしましたら、自治基本条例の全条文について、それから取組についての検討は一通り終わりました。今度、提言書のまとめ方とか内容の検討のところ出てくる場合もあるかもしれませんが、基本的には、今まで、皆さんからご意見等をいただいたところを踏まえて報告書の作成という方向に行きたいと思います。資料5と6を事務局で用意していただいているのですが、そちらに入ってよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○石黒座長 先ほど、市民参加条例の問題が出ましたけれども、報告書のつくりとして、今まで市民参加条例を制定すべきということについて結論を出して、この会議として提言していくかどうかということは時期尚早で、さらに検討した上でというところで止まっています。それ以外の条項とか問題については一通り検討してきました。

そこで、報告書に関してですけれども、市民参加条例の制定の問題とそれ以外のことを切り離して、ないし、2本立てで報告書をつくるというか、市民参加条例のところをどうするかと決めるのにもう少し時間がかかると思うのです。

ほかの問題については、一通り検討は終わったので、報告書の内容をどうするかというところの話だと思います。それを先にやって、報告書の第1部を作って、さらに市民参加条例をどうするか、どういうふうに検討していくかも含めて決めて、別な報告書にするかということについて何かご意見はありますか。

私の考えとしては、分けたほうが、ひとまず市民参加条例以外の部分で報告書をまとめたほうが、どうなるか分かりませんが、条例を改正すべきだとなると、5年を超え

ないごとに検討する訳ですから、改正をすべきだとなると、条例案をつくって、議会にかけて改正とやっていかなければいけません。その必要があるかないか、あるとしたらどういう改正が必要かということを経験書として出す、そうすれば、市としてもこの条例のこの部分を改正すべきだとなったら、どうするかを検討して、改正するとしたら案をつくっていくというふうに進められます。しかし、市民参加条例を制定すべきかどうかという提言をどうするかを全部やってから報告書となると、もう少し時間がかかっていきます。そういう意味で、分けてやったほうがいいのではないかというのが私の意見ですけれども、それについてご意見はありませんか。

○武岡委員 第3次のときも報告書が二つ出ていまして、それと同じようなイメージをお持ちなのですね。

市民参加条例をつくるかどうかはすごく重要な問題ですので、先送りではないですけれども、もう少し時間をかけて検討するというところに私は賛成です。

たしか、私たちの委員の委嘱期間が来年の3月までです。第3次の報告書を見ていると、期間が結構空いているのです。11か月くらい空いていて、結構時間をかけていたように見えるのですが、座長のイメージですと、早めに第1弾の報告書を出して、来年3月までに市民参加条例については結論を出すという感じですね。

○石黒座長 時間がかかるようだったらということです。もっと前に市民参加条例の部分についても結論は出したいと思っています。

もう一つ、同一の理解をしておかなければいけないと思うのは、ここで市民参加条例について検討するというのは、どういう内容の市民参加条例をつくるべきとか、つくらないべきということを検討するのではなくて、自治基本条例第21条の7項に「市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする。」と規定されていて、条例が今はない、しかし、ずっと継続して条例制定をすべきではないかということが前の会議からきている訳です。

もう第4次では一定の結論を出さなければいけないのではないかと、それは多くの方が共有されていることだったと思うのです。だから、市民参加条例を制定すべきだといくか、まだ条例制定は時期尚早であるという報告になるか、ただし、それを報告するというのは、前と何も変わってないと言われますから、それを検討した結果、なぜ時期尚早かということ、裏を返せば、どういうことをやって条例制定をすべきか、そこが足りないから、もっとやってから条例制定に進むべきだとか、市民参加条例の中身ではなくて、市民参加条例を制定すべきというふうに行くのか、今まではなかったと思いますけれども、そんな条例はつくるべきではないという意見もあり得るかもしれません。今はまだ早いので、どういう状態にならないから早いのか、そろそろこういうことをやっていく必要があるのではないかと、先ほどの鈴木委員の指摘のようなこともあるかもしれません。着実に進めていって、検討して、それはいろいろあるけれども、そういうことを決めるということです。ですから、そんなに時間がかからずに出せるのではないかと、中身の検討になる

と、もっと期間がかかると思うのです。もし制定すべきだという上に、どういう内容の市民参加条例を制定すべきかとなると、1年では無理ではないかと思います。そこまでではないということです。

大方のコンセンサス、時期尚早とはどういう意味なのか、人によって違いはあったと思うのです。

○皆川委員 時期尚早というのは、きっと私が発言したことだと自分なりに理解しているのですが、今までの会合の議論の中で、評価できません、評価するデータなり統計がありません、現行の自治基本条例がうまく機能しているか評価できませんというのが私の基本的なスタンスです。ですから、その評価を持たずして自治基本条例では足りないから、市民参加条例を定めるということは私には判断できないというのが時期尚早の中身ですので、皆さんにそのように理解していただいて、それでもつくるべきとか、私に賛同していただけたらとか、そういう意見を出していただければいいかと思います。

○石黒座長 時期尚早という内容のご意見を出されたと受け取っていますけれども、皆川委員だけがそういう意見だったという理解ではなくて、私自身もいろいろな意見を踏まえてそういう感じを持っていますし、柴田委員からも、もっとやるべきことがあるのではないかというお話がありましたね。

○柴田委員 その話が出たときに私が言ったのは、厚木市の内容をやったらどういうことになるかということ、ものすごく費用がかかると。では、実際に効果はどれくらいあるのかということで費用対効果を考えて早いと言ったのですが、市民参加条例は絶対に必要だと思います。

ですから、そのやり方というか、運び方にもう少し検討の余地がないかと思っております。

○石黒座長 ありがとうございます。

○宮本委員 私もこの話はしたいのですが、今、進め方の話だったと思って聞いていました。来年の3月までの任期の中で報告書を仕上げるところまで何回集まれるのか、どのくらい時間を使えるのかということが分からないので、それが分かれば、進め方や、報告書を分けるという話合いの仕方がいいのかどうかを判断できると思います。

○石黒座長 それはまだ提案までいっていないのですが、市民参加条例の部分を分けて報告書をつくるかどうかということをお伺いしました。

市民参加条例の話に入ると、それ以外の部分についての報告書を出した後、さらに継続してといっても、どういうふうに継続するかという問題が次にあるのです。例えば、このように全員で集まったの会議をさらに継続するのか、来年3月までの任期で皆さんは委員に就任していただいている訳ですけども、検討するとなると相当な期間がかかりますし、そんなにたくさん集まれませんということもあるかもしれません。制度上、部会をつくって、そこで検討するというやり方もあるのです。

あるいは、場合によっては、この会議での最終結論は無理なので、市民参加条例につい

ては時期尚早と言ったけれども、もう少し中身を検討した上ではないと制定すべきかどうかも提言を出せないで、それを検討する組織を設けて別個やるべきだという提言もあり得るかもしれません。それは、さらにもう一回お諮りしてやり方を決めなければいけないのですけれども、今日の段階では、市民参加条例の制定の部分とそれ以外を分ける形で報告書を出すということについて意見をいただきたいと思います。

先ほど、武岡委員からはそれでいいというご意見をいただきましたけれども、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○石黒座長 それでは、市民参加条例以外で、資料1でずっと検討してきたところで報告書をつつくるということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○石黒座長 ありがとうございます。

それでは、今、お話ししたようなことを検討していくための資料として、事務局で資料5と資料6を作っていますので、その資料の説明をお願いしたいと思います。

○事務局(植木推進係長) それでは、事務局から、資料5と6について一緒に説明させていただきます。

今、条例の前文から第8章まで一通りの議論をいただきましたが、これから報告書を作っていくことになると思います。

その流れとしましては、報告書の全体的な構成や報告書に載せる項目について確認いただくとともに、例えば、条例だと、条例を改正すべきなのか、しなくていいのか、改正すべきであれば、どこを直すのか、また、市の施策や制度についてどう評価をするか、提言すべきことはあるか、また、今のお話で市民参加条例は別にとという話も出ておりましたが、こちらもいずれは、これをどう提言するかということで推進会議としての方向性を決めていただくことになると思います。

それらの意見を受けて、報告書の原案については事務局で作成することになると思いますので、次回以降、議論いただいたものをベースに作ってお示しして、それを見て報告書をまとめていく流れを考えております。

まず、資料の説明ですが、資料5の報告書の構成案をご覧ください。

こちらは、一旦、事務局でたたき台として作成しました報告書の構成案ですが、前期の第3次市民自治推進会議で作成した平成28年11月の報告書にほぼ準じた形で作ったものになります。

もちろん、これはあくまでも案ですので、委員の皆様からご意見を出していただいて、こういった構成にしていくかというご検討をいただければと思います。

簡単に説明しますと、まず、冒頭の「報告にあたって」として、いわゆる前書き的なものを書いております。

続いて目次と、更に「1 評価及び検討の概要」として、本推進会議の目的や評価の方

法、検討の視点などの考え方の掲載を考えています。

次に「2 札幌市の施策・制度の整備及び運用の状況について」として、これまでの会議で事務局から説明しました、市の取組についての概要や実績について掲載したいと考えています。

続いて「3 条例第32条に基づく条例の規定についての検討結果」ですが、これまでの会議で条例の見直しや改定を要するかどうか、検討が必要とされた条文について改正の要否に係る市民自治推進会議の検討結果を記載するものです。

なお、前回までの会議の中で見直しや検討が必要ではないかと意見が挙げられていた条文については、後ほど説明する資料6でまとめています。

次に「4 条例第31条に基づく施策・制度の評価の結果」ですが、これは、市の施策や制度に関する本推進会議としての評価等を記載するものです。後ほど、資料6でも触れますが、本項目については、これまでの会議の中で委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて評価の方向性を整理していただいた上で、事務局で掲載する文章の原案を作成してお示ししていきたいと考えています。

次に、一緒にまとめている形で書いていますが、市民参加条例の在り方についての検討結果ということで、文字どおり、市民参加条例の制定可否の方向性について、会議としての提言を記載するものと想定していました。

最後に、資料集として、条例本文や推進会議の規則や委員名簿、また、これまでの会議で配付した資料等を掲載します。

駆け足になりましたが、資料5は以上です。

続きまして、資料6について説明させていただきます。

この資料は、報告書を作成していく上で、これまでの会議で出た意見などを踏まえ、恐らく論点になると考えられる項目を整理したものです。これを今後の議論においてご活用いただければと考えております。

資料の内容ですが、まず初めに、条例の規定についての検討項目です。

前回会議までの条例改正について検討すべき事柄として挙げたものを整理して、1ページ目から4ページ目にかけて、七つの項目に整理して記載しました。

項目の一つ目は、前文にLGBTなどの多様性に関する観点を盛り込むことについてです。前文の現状と本項目に関連する前回までの会議でいただいた主な意見について載せています。

二つ目の項目は、市民自治の視点によるチェックの仕組みを条例に盛り込むことについてです。

続きまして、2ページ目をご覧ください。

三つ目の項目は、まちづくりの定義に防災に関する内容を加えることについてです。

四つ目の項目は、市民の責務に地域社会に関する内容を加えることについてです。

続いて、3ページ目をご覧ください。

検討項目の五つ目として、市政への市民参加に関する配慮事項について、性別やSDGsといった新しい考え方を踏まえて記述を見直すということについてです。

次に、六つ目の検討項目は、住民投票に係る記述の内容を見直すことについてです。

最後に、4ページ目になります。

検討項目の七つ目として、まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくりに関する条文の内容を見直すことについてです。

前回までの会議で出た、条例の規定についての検討項目としてまとめたものは以上となります。

続きまして、資料の5ページ目から7ページ目にかけてですが、こちらは札幌市の施策や制度の評価に関して、これまでの会議でいただいたご意見等を踏まえて、大きく九つの項目に分けさせていただきました。

皆様のご意見が、おおむね似た方向性に整理される場合は、事務局で本資料に箇条書きで載せている、これらの意見を文章化するためにつなげて、報告書への掲載文案を作成しまして、次回以降の会議でお示しした上で検討いただければと考えています。

なお、各ご意見について参考に括弧書きで、どなたのご意見だったかを記載しております。

一方、委員の皆様のご意見について、次回以降の検討も含めて異なる方向性が複数出ることもあろうかと思いますが、その場合は、推進会議としてどのように評価するかを改めて議論していただいて、その結果、一定の方向性でまとまるということでもよいかもしれませんし、場合によっては複数の意見を掲載するとの結論に至るかもしれませんが、いずれにしても、推進会議の議論を踏まえて、報告書への掲載文案を次回以降に事務局で示せるように作成したいと考えています。

また、ここに載っているご意見のうち、自分が言いたかったことと趣旨が異なるとか、自分が言ったはずのことが抜けているなど、お気づきの点やご意見などがありましたら、次回以降の会議に備えて、事務局にご指摘いただければと思います。

最後に、8ページ目から9ページ目にかけて、市民参加条例の在り方についての検討資料として、第3回会議の終了時までには各委員からいただいたご意見や発言等について、主なものを掲載しています。

その後、自治基本条例本文の議論を経る中で、委員の皆様におかれましても、市民参加条例について、新たな思いを持ったという方もおられるかもしれませんので、この後、次回以降に改めて議論していただき、こちらも推進会議として提言する方向性をまとめていただければと考えています。

非常に駆け足になりましたが、事務局からの資料の説明は以上でございます。

○石黒座長 ありがとうございます。

先ほどの話で、資料5の構成について、案の5番目は切り離す方向になったということです。市民参加条例の在り方についての検討結果のところですね。報告書を2本にすると

いうことです。

今のご説明につきまして、ご質問、確認をなさりたい点はありませんか。

○皆川委員 私も、報告書の構成案ということで、私案を皆様にお示ししたいと思います。

中身的には、今ご説明があったこととほぼ同じで、網羅されていると思います。ただ、順番を入り繰りしています。なぜ入り繰りしているかという、前回の報告書と同じような形態は嫌だなという子どもじみた願望というか、違った構成にしたいというところが一つです。

それから、何回も申していますが、評価できないのですよ、評価の指標がありませんよということが私の中ではものすごく大きなことなので、やはり、書く順番としては、第31条に基づくものを書いて、それから第32条に基づくものを書く、冒頭、第31条の評価でいろいろ評価するためにはこういった不都合がありますよ、不足がありますよという辺りを問題意識として大きくアピールしたいという思いがあります。

規定の見直しなどについては変えたほうが良いという種類としても、軸修正程度でいいもの、内容を変えるもの、新規に追加しなければならないものなど、そういった区分を設けてもいいというところです。

私案ですので、ご参考までにということです。

○石黒座長 ありがとうございます。

皆川委員の私案も含めて、資料5と6について、次回に検討していきますので、中身についてはそこをお願いしたいと思います。持ち帰って検討される時に必要なこともあるでしょうし、今の時点で疑問のところがありましたら、ここで解決していただいて、皆さんで共有したいと思います。いかがでしょうか。

今日あった点は、次回、新たに出てくることになると思いますけれども、このように資料を作っていた部分について、直接、条例改正をすべきだ、そうしたらいいのではないかということに関わるところが資料6の項目1です。ここはお名前が入っていないので、これは自分が言ったことだろうかとか、次回、それも含めて確認していただきながら議論していただきたいと思います。項目2のところからは、誰の発言かということがわかりますので、こういう趣旨ではないですよということがあれば、次回にご指摘いただいた上で検討していければと思います。

現時点で、この資料に関してはよろしいでしょうか。

次の回では、資料6の最後の市民参加条例の部分は後回しになる訳ですが、報告書の原案を作るための内容を議論して固めていって、議論が終わったとなって、残りの時間があれば、市民参加条例のこともやって、次の次の回では、報告書の第1部の原案を皆さんに提示して検討していただいて、報告書の第1部を実質決定まで持っていければと思います。

○宮本委員 今後のスケジュールの確認をしたいのですが、もともといただいている工程案では、9回で全てだったとあって、8回目が実質上の最後なので、あと1回かなと

いう認識でいました。その辺りは、公式に回の変更があるのかどうかという確認です。

もし実質1回しかないということであれば、今、座長がお話してくださった内容は厳し
いかなと思ったので、そうであれば、部会の提案などが必要になるのではないかと感じて
います。

○石黒座長 私の説明が不十分でした。私の今の案は、まず第1部を作るために1回増え
るといふご提案になります。それをまずご了解いただかなければいけません。市民参加条
例をどうするかということは外して、それ以外の報告書の第1部を作るための会議で、当
初の予定より1回多くなってしまうことになります。

お忙しい中、申し訳ないのですが、ご了解いただけますでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○石黒座長 宮本委員、よろしいですか。

○宮本委員 もしよければ、8回目、9回目はいつ頃という時期的なイメージはありませ
るか。

○事務局(植木推進係長) 具体的な日となると、委員の皆様のご予定なども入ってくる
のですが、一般には二、三か月置きに開催するというイメージで考えております。

次回につきましては、一旦、委員の皆様にご予定の空き状況をお聞き
していただいておりますので、そういったところですり合わせてということになると考えてお
ります。

○宮本委員 それであれば、また次の回のときでもいいと思うのですが、どこまで
話せたかによって、さらに必要かもねという話ができたらいいかなと思います。

座長のおっしゃっていたプログラムをこの2回でこなせるかどうかというのも私は不安
があったので、次の回で足りるかどう、足りない場合、別な有志の部会を設定したほう
がいいのかどうかという話を次回にできたらいいかなと思いました。

○石黒座長 私の考えですけれども、今日、資料5と6の説明をいただきました。ここ
では、今まで我々が検討してきたことがまとめられていますが、事務局と私の確認でまと
めているので、少しニュアンスが違うところや、人によって意見が違っていたらどうす
るかというところがあるかもしれません。そういうことを確認するのが次回と考えている
ので、次回で終わらないということが発生することをあまり考えていませんでした。でき
れば、今日、もっと中身に入って、残りを次回くらいにと思っていたのですが、予定
が伸びているので、さらに終わらないのではないかとこの状態が発生しないとは言えな
いと思います。全く新しい意見が出てこない限りは大丈夫かなとは思っていますが、もし
そういうことが発生したら、次回、皆さんにどうしたらいいかということをお諮りして決
めなければいけないと思います。

そういう意味では、皆さんに資料を確認していただいて、次回、これは違うでしょうと
いうところだけのご指摘してもらいまして、新たなものが出てくることにはならないで進
むのではないかと、市民参加条例のほうまで入れるのではないかと考えていますが、

それは勝手な希望的観測かもしれません。

関連してでも、ほかのことで結構ですけれども、ほかにありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○石黒座長 本当に長時間にわたりご協力いただき、ありがとうございました。

それでは、これで第7回会議の議事を終了しまして、最後に事務局から報告事項等があればお願いいたします。

3. 閉 会

○事務局（柴垣市民自治推進課長） 本日も、長い時間、ありがとうございました。

今回は、事務局の植木から申し上げたとおり、9月頃をめどに日程調整をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

できましたら、次回に今後の作業工程を示したいと考えております。

また、外部の委員の皆様に参加していただき、ある程度の回数でまとめていただく場合、最後のほうになってくると、書面でのやり取りや確認をさせていただく場面も結構出てくると思いますので、その際にはご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、今日以降、こんな資料をもう一回確認したかったということがございましたら、事務局にご連絡いただければ、次回までに提供したいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

これで、第7回市民自治推進会議を閉会いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上